第八項の規定中「協定規則第173号の規則5.」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.から8.3.6.まで」と、第十項の規定中「協定規則第174号の規則5.（5.1.3.を除く。）」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）」と、第十一項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版」と、第百八条第六項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」と、第十一項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版」と、第百八十六条第十三項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一～三　（略）

27・28　（略）

29　次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項、第四項及び第八項並びに第百八条第六項の規定中「協定規則第173号」とあるのは、「協定規則第173号初版」と読み替えることができる。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と後部座席に備える座席ベルトに係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

30　次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第十項の規定中「協定規則第174号」とあるのは、「協定規則第174号初版」と読み替えることができる。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（頭部後傾抑止装置）

第二十一条　（略）

2～4　（略）

第八項の規定中「協定規則第173号の規則5.」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.から8.3.6.まで」と、第十項の規定中「協定規則第174号の規則5.（5.1.3.を除く。）」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）」と、第百八条第六項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」と、第十一項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版」と、第百八十六条第十三項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一～三　（略）

27・28　（略）

（新設）

（新設）

（頭部後傾抑止装置）

第二十一条　（略）

2～4　（略）